

平成 21 年度 第 15 回 税制調査会後記者会見録

日 時：平成 21 年 11 月 30 日（月）19 時 05 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11 階 共用第 1 特別会議室

○峰崎財務副大臣

それでは、記者会見を始めたいと思います。

1 次査定案が出ましたので、全部やりたかったのですが、更に納税環境整備や、あるいは税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョンの話とか、そういった問題も出てまいりましたし、1 次査定をご覧になって、どんな印象を持たれたか分かりませんが、やはり租税特別措置というのは、本当に特別なことだという自覚なり知識なりをしっかり持ってもらいたいと思っておりますが、今日のやりとりを率直に聞かれてどんな印象を持たれたでしょうか。我々はこれから 2 次査定に向けて、総務は総務、財務は財務で進めていきたいと思っております。何か御質問がございましたら、どうぞ。

○記者

1 次査定で 2 点ほど伺いたいのですが、冒頭、峰崎副大臣の御挨拶の中で、今週いっぱいぐらいである程度方向性を出したいというお話だったのですが、その方向性というのは現在の案件とか、ナフサの話も含めて、租特は完全に決着をつけるという話なのか、それとも一部は来週以降に持ち越すおそれもあるのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

あまり来週には持ち越したくないなど。来週はもう重要な項目に絞りたいと思っておりますので、なるべく今週いっぱいペンディング項目も整理をつけたい。A か D かという形ですね。

○記者

もう一点、今回の 1 次査定ですが、0 次査定時に比べると、例えば経済産業省の海外投資等損失準備金の延長とか、0 次査定時で D 判定が今回 A 判定になったものがあるかと思うのですが、どれか代表的なもので結構なので、0 次査定時で認められなかったものを今回認めることになった経緯と理由を御説明いただければと思います。

○古本財務大臣政務官

個別の例を挙げると不公平になるといけないので、少し躊躇しますけれども、今おっしゃったような話を例に見ても、例えば登録免許税の率を本則税率により近づけるとか、それが半歩でも前進すれば、努力していただいたというのが一つの観点。

それから、適用対象などが、例えば今は何でもいいですよとなっている租特を、少し対象を絞ってきたりとか、そういうようなことでお互い歩み寄れたところは、絶対だめだという D から A とかに上げてきたものもありますし、なお、その調整が続いているものは C というふうにしております。そういう整理が全体にいえるかと思えます。

○峰崎財務副大臣

地方税でもあれば。

○小川総務大臣政務官

地方税の関係も同様です。期間、特例率、更には対象を限定することで、Aに格上げしたものがございます。付記事項の中に詳しく書いてありますので、それをごらんいただけたらと思います。

○記者

今の地方税の件でお伺いしたいのですが、新築住宅についての固定資産税の減額特例について、この前はCだったと思うのですが、Aに変わった理由を教えてください。

○小川総務大臣政務官

そこにも書かせていただきましたとおり、常にこの税調の場で問題提起をしてきたのは、既に世帯数を上回る住宅供給が実現されてきたということございまして、新築住宅に特化した特例については、勿論景気動向などをよく見ながらではありますけれども、既存のストックを有効活用する方へ資源配分を少し振り向けた方が、将来的には有効ではないかという議論を既にここでさせていただきました。その関係上、ここにございますとおり、ここで急ハンドルを切るのではなくて、来年1年かけてよくその辺を議論しませんかと。そこに合意をいただいたことをもって、来年度改正については延長をいただき、その次の段階ではより大きな制度改正につなげていきたいということで、結果的にAということでございます。

○記者

係数的なことですけれども、例えば現時点、0次査定の段階で、どのぐらいの増減収であるという整理はしていらっしゃるのでしょうか。

○古本財務大臣政務官

今の1次査定のベースでいけばこうなるという大体の数字は持っていますけれども、それはまだ申し上げられません。

○記者

このAとかBとかの数を集計したものがあれば教えてほしいのですけれども。

○古本財務大臣政務官

集計の数値もあるのですが、先ほど言ったように、CないしDとなっていたものがBに行ったり、Aに行ったりというものもあれば、逆にFというのは要望側が取り下げてきたものもございまして、おそらくこの数字を言うと少し誤解が生じるのではないかと思いますので、一覧になっているものを申し上げるのは避けたいというふうに思います。どうしても皆さんが集計されたいということであれば、ゼロ次査定と比較すれば出ますので、私の立場で今これを申し上げますと、一つひとつについて全部総括をしなければいけなくなると思いますので、少し避けたいと思います。

○記者

この査定ですけれども、これは、最終的にはAかDかに全部分けられると考えていいのですか。

○峰崎財務副大臣

AまたはDだけでなく、FまたはXのように、要するに先送りや取下げなど、いろんなものが出てくると思います。

○記者

BとかCというのは最終的に消えるのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

なくなります。

○記者

ナフサの関連ですけれども、今日の議論を聞いておりますと、途中の随時調整でどういうお話をされたのか分かりませんが、大分認識に食い違いがあったのかなという気がしたんですけれども。

○古本財務大臣政務官

揮発油税の扱いのことですか。

○記者

はい。

○古本財務大臣政務官

ナフサの揮発油税の特例についても期限の定めがないものとしてございますので、これは引き続き議論の対象になっているということです。

一方で、期限の到来する石油石炭税の方については、判断の期限が迫っていますので、今、副大臣からお話がありましたとおり、できるだけ来週まで持ち越したくないということから判断すれば、当然まず捌いていかなければならないのは、目の前にある石油石炭税だろうと思っています。ですから、随時調整で、経済産業省の方々と詰めてきたことについて、特にギャップはないと思っています。

○記者

期限の定めのないものについては、今後どのように進めていくのでしょうか。再度、税調の場で揉んで、これも来週までなのか、そのスケジュール感等、具体的な進め方を教えてください。

○峰崎財務副大臣

これまでと同じです。ですから、今日は、まだ評定を出していませんけれども、これから、期限の定めのない租特についても、次の随時調整チームで対応していこうと思っています。

○記者

これも今週いっぱいですか。

○峰崎財務副大臣

今週いっぱいでもやりたいと思うんですけども。

○記者

その後、結論が出た後の流れですけれども、一度税調の場でみんなを確認をするというお話があったかと思うのですが、そうすると、例えば2次査定が終わった後で調整がついたものとして、税調の場でこうなりましたというふうに皆に示して、そこで全会一致なのか、最終決定は方法論で明日の企画委員会での議論になるという話もあるのですが、そうやって進んでいくのか、そこら辺のところもお願いします。

○峰崎財務副大臣

日程表がありますけれども、いずれにせよ、要望項目についての2次査定案が3日に出ることになっていますので、かなり忙しい日程になってしまうわけです。その後は、主要事項のとりまとめの議論になります。いずれにせよ、日程感としては3日までに要望項目の二次査定案ということです。二次査定案ですから、まだこれは査定案です。これに対して要望項目の予備日が4日に設けてありますから、この辺りに少し議論が続くのかなというふうに思っております。

○記者

そうすると、例えば週明けの7日の税調で決定するのですか。

○峰崎財務副大臣

勿論、決定も税調です。税調の決定の仕組みは、明日の企画委員会で行います。皆さん方よく新聞で心配されているのですが、心配するには及びませんので、必ず決定の仕組みもそこで提起して、明後日になりますか、あるいは明日の企画委員会が終わった後ぐらいに決定の仕組みも含めて提起したいと思っております。

○記者

その関連で、全体の流れで質問したいのですが、今週中に租特の関連をまとめた上でということになると思うのですが、いわゆる暫定税率と環境税とか、そういうマニフェスト項目については、どの辺で国家戦略室と調整して、どの辺で結論を出したいというイメージはありますか。

○峰崎財務副大臣

国家戦略室なり、税の論議の場でやっていきますが、当面の日程を出しておりますけれども、そこに書いてありますように、4日までに1回は主要項目とりまとめに向けた議論がありますので、これは税調メンバーみんなでこの問題について議論していきたいと思えます。

ただ、これは当然のことながら、予算のフレームとの絡みも出てきますので、来週8日ぐらいまでには、全てこういったものについての主なもの、皆さん方からすると暫定税率、環境税、たばこ、更に子ども手当関連の扶養控除、こういったところは大きい問題として残るだろうと思えますから、それらは今週から来週の初めにかけて議論をしてとりまとめていくということです。

ここは完全に国家戦略室の予算のフレームと結びついていきますし、地方の財政もそうですし、財務省の方も当然そういう大きなフレームの中に組み込まれていくことになると思いますので、今日は大串政務官しか来ていませんけれども、予算の査定の方と、しっかりと連携しながら進めていくということになると思います。

○記者

確認ですけれども、今、8日までとおっしゃいましたが。

○峰崎財務副大臣

8日頃です。そこまでにまとまればと思うのですが、今日、国会延長が4日までに決まりました。そうすると、7日以降は全面的に使えるようになるのです。国会が今日で終わってれば、明日から早い時間からでもできたのですが、なかなかこのところが引っかかっているところです。しっかり頑張ってください。

○記者

たばこ税については、税調の方の意見としては、小幅な増税であっても、大幅な増税であっても、きちんとマニフェストで信を問うべきだということを言っていると思うのですが、相変わらず厚労省としては、4月から増税してほしいということですが、そういった可能性もまだ残されているという理解でよろしいですか。

○峰崎財務副大臣

そうです。前回、原則的なことは一応、確認していますけれども、あくまでもそれはかなり原則的であって、当然、総理からの諮問を受けているわけですし、前回も大体は増税含みのやり方ではなくて、医療政策といいますか、健康によくないものに対する理念の転換みたいなものはしっかりとみんなで確認したということです。

そうするときには、一体、どんな引き上げというものが有り得るのかということの議論が昨日はあったと思うので、そういったことに絡めて、恐らくこれからも議論は進んでいくのだろうと思いますけれども、それは、そこまで大きく上げるならきちんと国民に信を問わなければ駄目ではないかとかいろいろ出るかもしれません。政策集INDEXではかなりそういったことを踏み込んでいますから、そこまで必要ない、今からでも上げられるという議論も当然あり得るのです。

○記者

納税環境整備のところでは1点確認させていただきたいのですが、政権期間中に導入する場合のスケジュールのイメージというものが資料で示されましたが、その中で26年1月から番号利用開始とクエスチョンマークつきで示されていますけれども、この26年1月というのは政府税調として導入時期を、ここを目途に議論していくということでしょうか。

○峰崎財務副大臣

それは、26年というのは平成26年、2014年でしょう。ということは、要するにこの4年間の任期中ということではないですか。ですから、4年間の任期中に仕上げる

ということを目指そうということでそういう数字立てになっているのではないのですか。そのぐらい大変な問題だという認識はあると思っています。でも、これを急がないと給付付き税額控除というような話は出てこないのです。

○記者

先ほどの経済産業省の意見の中で、中小企業減税に関して、今は二番底みたいなことも言われていて、総理も改めて対策という意味でも考えるというふうに昨日なども関係閣僚を集めてやっていたと思うのですが、そういう経済対策として何か税制上の措置を取るという可能性はあるのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

どうですか、皆さん。これは要するに利潤を上げているところがより特別な、言ってみれば補助金をもらえるわけですね。税を納めなくていいという。ですから、景気をよくするための刺激材料になっていくというのは、例えば住宅政策とかというのは分かるのですが、又例えば、中小企業の設備投資を促進するとかというのはまだ分かるのですが、そこら辺はよく考えてみないと分からないところはあると思います。

マインドとして何か負担増といいますか、今まで減税してもらっていたのが元へ戻ってしまった。気分があまりよくないねというのは確かにあるかもしれません。やはり景気というのは気分の問題というものが大きいですから。そういう意味でデフレの問題、あるいは二番底の問題というものを意識するなど言ったら、そういうことを意識しなかったら、それはやはり政治家としては失格でしょうね。

そういう意味では、我々はやはり日本経済のために、つまり税収のためではなくて、税の理屈のためではなくて、日本経済のためであり、日本経済は国民のためだということはいっしょに押さえた上でやらないと、何でも財政再建のためにとか、財政のために経済があるわけではないですから、経済のために、国民生活のためにあるわけですから、そこはやはり忘れないようにしておかなければいけないと思います。

○記者

確認ですが、先週金曜日のドバイショックの影響というのは今後の議論にも影響してくるのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

全般に、与党としてはしっかりいろいろ、国家戦略室であれ、どこであれ、内閣は全体として、いろんな意味で考えているのではないですか。それは考えます。

○記者

先ほど8日までに大どころもまとめるというお話ですが、ということは、実際に4日に主な、たばこ税とか暫定税率が入っていますが、3日ぐらいで詰めるというのは現実的に可能なかどうか、自信のほどをお願いしたいのですが。

○峰崎財務副大臣

それはなかなか大変です。それはなかなか大変だということしか言いようがないです。自信があるかと言われたら、頑張りますと言うしかありません。

○古本財務大臣政務官

ただ、論点は随分詰まっていますので、今日でも副大臣から、それでは、それは事務的でいいですねとか、それは政治でやりますねという確認を入れていると思いますので、そこに絞った議論がありますから、きちんと収まるように頑張るといことです。

○渡辺総務副大臣

やはり地方の首长さんたちこそ、来年度の予算編成をするのに国の来年度税制が見えない。当然、相当リンクして、来年度の予算が見えないとなれば、今、地方も予算編成で非常に四苦八苦しているわけですので、これはやはり時間的には厳しくとも早く、一日でも早く方向を決めないと、やはり地方の予算編成にも影響を与えるんだろう。

実際にそういう声をたくさんいただいていますので、今、実際に地方の中小企業などは非常にこの円高によって、製造業などが中心の町は来年度どうするんだ、とにかく、中小企業支援もしてくれというような非常に強い要望を受けている中で、国の方針が定まらないことには地方も予算が組めませんし、その点はやはり重大に受け止めて考える必要はあるとは思っています。

○記者

8日の件で確認ですけれども、そうすると8日までにほとんど決めて、残りの11日までというのは、フレーム予算とかその絡みの調整ということなのですか。

○峰崎財務副大臣

おおよそのことを言ったので、11日にまとめるためには8日ごろまでには固めておかなければいけない。ですから、それは延びることだって十分あり得るのですが、やはり毎年の税制改革の決定は、税が先に決まって、あとは予算が決まるという関係になっていますので、この11日までにとりまとめてほしいということで我々も力を入れているわけです。

○記者

分かりました。

○峰崎財務副大臣

それでは、終わります。

ありがとうございました。

[閉会]